

栄町住民活動補償制度の概要

R1.11.25

町では、町民の皆様が安心して住民活動を行えるように、栄町住民活動補償制度を整備しています。この制度は、町が保険料を負担し運営するもので直接活動に参加された方や指導者として運営に従事された方などに傷害補償及び損害賠償補償が適用されます。

対象となる活動は

町内に活動の拠点を置く住民団体等が無報酬で行う社会貢献活動で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的または臨時の公益性のある直接活動です。

具体的には次のような活動が対象となります。

- ① 防犯、防災、清掃、自治会・町内会等の地域社会活動
- ② 子ども会、非行防止パトロール等の青少年育成活動
- ③ 福祉・介護ボランティア、手話通訳等の社会福祉活動及び社会奉仕活動
- ④ その他、町主催行事等への参加活動（お手伝い等を含む） など

対象とならない活動又は事故は

- ① 宗教、政治及び営利を目的とした活動
- ② 活動者等の故意によって発生した事故
- ③ 地震、噴火、津波による事故
- ④ けんかや自殺、犯罪行為による事故
- ⑤ 山岳・海難救助ボランティアその他緊急時での活動による事故
- ⑥ 会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動
- ⑦ 学校の管理下における活動 など

補償の内容

①賠償責任

住民活動の主催者、または参加者（※）が活動中に他人にけがをさせたり、他人の物（他人から借りた物、預かった物を含む）を壊したことにより損害賠償責任を負った場合

区 分	補 償 金 額	内 容
身体賠償	限度額 1名 5,000万円 1事故 1億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	限度額 1事故 100万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	限度額 1事故 100万円	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損等により被害を与えた場合

◎免責金額 1事故につき 10,000円

②災害等補償（傷害）

住民活動の主催者、参加者（※）が活動中および往復途中にけがをした場合

区 分	補 償 金 額	内 容
死亡	200万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	6万円から200万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院	1日につき3,000円	傷害事故を原因として入院を要する事となった場合（事故の日から180日を限度）
通院	1日につき2,000円	傷害事故を原因として通院を要する事となった場合（事故の日から180日までの間で90日を限度）

◎熱中症および0-157も補償の対象になります。（ノロウィルスは除きます。）

※参加者とは、住民活動に直接参加し、活動を実施する者をいいます。単なる見物人など住民活動に直接的に参加しない者は除きます。

事故が起きたら

対象になる活動中に万が一事故が発生した時は次の内容を連絡してください。

（事故発生後30日以内に連絡がない場合は、補償制度が適用にならない場合があります）

- ① いつ …………… 事故発生の日時
- ② どこで …………… 事故発生の場所
- ③ 誰が …………… 事故を起こした又は破損等をした原因者
- ④ 誰を又は何を … 被害者又は破損物
- ⑤ どうして …………… 事故の状況（原因）
- ⑥ どうなったか … ケガ等の状況

この補償制度は、公益性のある活動中の事故を町が補完するもので、必要となるであろう補償を全て補償するものではありません。

このため、各団体などで必要としている補償内容がこの補償制度で満たない場合は、個別の保険に加入するなどを検討して下さい。

このパンフレットは補償制度の概要を知っていただくために作成したものです。
詳しい内容や不明な点は、問い合わせをお願いいたします。

問合せ先 栄町役場 環境協働課 協働推進室
電話 0476-33-7710